

男性労働者の育児休業取得率等の公表

育児・介護休業法の改正に伴い、令和7年4月から、従業員が300人を超える企業の事業主は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表することが義務付けられました。この法改正に伴い育児休業等の取得割合について以下のとおり公表します。

事業年度 令和6年度

算定方法 男性の育児休業等と育児目的休暇の取得割合 50%

育児休業等をした男性労働者の数	
+	(1人)
小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者の数	
配偶者が出産した男性労働者の数	(2人)